

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

○登記情報連携の開始予定と注意点等

令和 3 年 7 月 19 日（月）から、公益法人 Information と登記情報システムの連携を開始します。

■登記情報連携について

変更の届出など、従来、登記事項証明書をスキャンして添付していた手続について、法務省の登記情報システムから登記情報を取得できるようになります。ただし、当該登記情報は、公益法人 Information での申請・届出以外の目的で使用することができません。

なお、取得可能な登記情報は、申請・届出を行う法人の登記情報に限られます。他法人の登記が必要な手続においては、従来通り登記事項証明書をスキャンして添付してください。また、現時点では、登記情報連携に手数料等の費用負担はありません。

■開始日時と注意点

本年（令和 3 年）7 月 17 日（土）及び 18 日（日）にシステムメンテナンスを実施し、19 日（月）から登記情報連携を開始する予定です。

なお、公益法人 Information は 24 時間運用ですが、登記情報システムの運用時間は平日の 8 時から 20 時までとなっています。このため、夜間や休日は登記情報連携の予約を行えるものの、登記情報が添付されるのは登記情報システムの運用時間内となります。

■申請・届出画面の変更点

申請・届出の「案件詳細」画面において、登記連携の状況を確認するための「更新」ボタンを追加するほか、上から下へ順に操作いただくと申請・届出が行えるよう、若干のレイアウト変更を行います。

また、誤って複数の申請・届出を作成してしまう、「状況照会」欄に気付かず提出書類を準備できない等の問題があるため、手続完了前の全ての手続を「申請・届出、状況照会を行う」ボタンに集約することとします。

いずれの変更も軽微なものであり、項目名やボタン名等を大きく変えるものではありません。

ん。また、併せて「電子申請マニュアル」を更新しますので、詳細はマニュアルで御確認ください。

■その他（法人情報等の確認）

登記情報連携は、公益法人 Information に登録されている法人番号に基づいて行います。登録されている法人番号については、公益法人 Information にログインし、法人名の右側に表示される「法人情報を変更する」ボタンをクリックすると確認することができます。ただし、法人番号を変更することはできないので、法人番号に誤りがある場合は所管行政庁に御連絡ください。

また、「法人情報を変更する」ボタンからは、通知用のメールアドレス等を変更することができます。誤ったメールアドレスが登録され、申請・届出の処理状況通知が届いていない状況が多数見られますので、登録内容の確認と修正をお願いします。

また、代理人の情報は、代理人が変更できない仕様としています。代理人の連絡先等については、お手数ですが法人側で内容の確認と修正をお願いします。

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information >

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。